

会

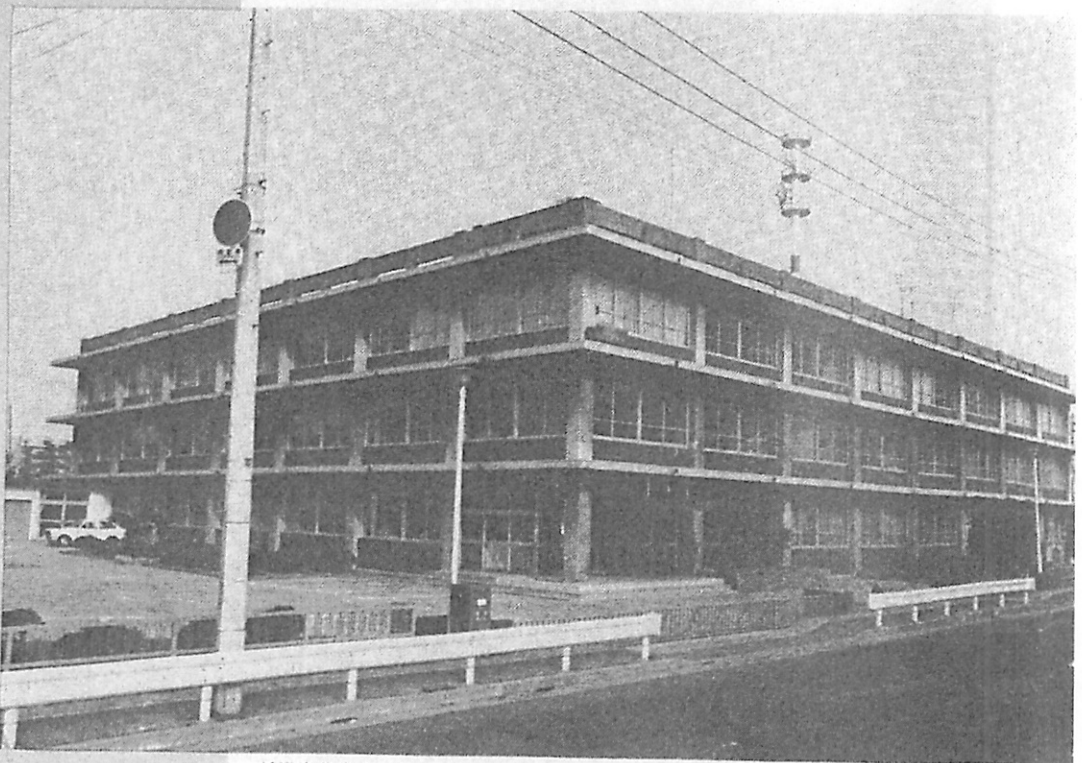
報

贈呈

'84

第87号

- 〔座談会〕 最高裁総務局・人事局各課長，参事官を囲む…………… 2
- 〔講演〕 破産手続の概要と最近の動向…………… 17
- 〔書協実務研究室コーナー〕 家事審判法の非公開性と生活保護法第29条について…………… 44
- 〔実務研究〕 債権執行における第三債務者の供託と配当…………… 47
- 〔資料〕 調停上元利均等月賦弁済額及び残債務額の算出について（追録）…………… 84
- 〔講演〕 不動産競売の実務…………… 85



新潟家裁庁舎

全国裁判所書記官協議会

50 7. - 3
213

全国書協会報〔季刊〕第87号

目 次

巻 頭 言	1
〔座談会〕	
最高裁総務局・人事局各課長，参事官を囲む	2
〔講 演〕	
破産手続の概要と最近の動向	高 橋 欣 17
〔書協実務研究室コーナー〕	
家事審判法の非公開性と生活保護法第29条について	野 村 健 44
〔実務研究〕	
債権執行における第三債務者の供託と配当(三)	古 島 正 彦 47
〔資 料〕	
調停上元利均等月賦弁済額及び残債務額の算出について(追録)	金 子 正 治 84
〔講 説〕	
不動産競売の実務	粕 谷 和 雄 85
〔本部と支部との交流会だより〕	
福岡／大阪／名古屋／広島／札幌／東京	118
本部だより	116
支部役員名簿	33, 46
〈俳句〉かすみ俳句会	113
〈随想〉日本最初の裁判は日本書紀にある盟神探湯である	福 永 寛 16
原稿募集	117
〈編集手帖カット文字〉の解説	小林 保佳 83
☆ 判例要旨紹介	
民事一最高裁判所判例要旨(昭和59年1月～3月)	125
刑事一最高裁判所判例要旨(昭和58年12月～59年3月)	127
下級裁判所判例要旨(昭和56年4月1日～7月31日)	131
家事一最高裁判所判例要旨(昭和57年11月～58年4月)	140
下級裁判所判例要旨(昭和57年5月14日～11月30日)	141

〈巻頭言カット〉……後藤三男(元千葉地裁)〉

〈編集手帖カット〉……小林保佳(長野地裁)〉

とき 昭和59年4月18日
ところ 麴町会館

各課長、参事官を囲む

- 一 昭和五九年度等級別定数について
- 二 書記官制度の展望について
 - 1 基本方針について
 - 2 大量退職に対処する方策について
 - 3 書記官事務の合理化について
- 三 退職書記官の進路について
 - 1 勤務の延長、再任用制度の運用方針について
 - 2 企画官の配置及び作業経過について
 - 四 書記官の研修制度について
 - 五 総務局第三課の今後の作業計画
 - 六 その他
 - 1 支部・簡裁の適正配置について
 - 2 人事院の職員制度の見直しの進捗状況について

平本総務部長 それではただ今から、恒例の総務局、人事局の各課長、参事官を囲む座談会をはじめたいと思います。最初に吉井会長から御挨拶をお願いいたします。

吉井会長 本日は、総務局、人事局の各課長、参事官の方々に、御多忙のところこの座談会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。行革というきびしい情勢を背景にしまして、職員の高齢化とこれに伴う大量退職、また、一方においては、クレジット関係、サラ金関係の事件の激増等……、お仕事とはいえ皆さまのご心労は、大変なものと思えます。

全国書協としまして、そのような客観情勢を十分に認識し、書記官制度の改善、向上のために、腰の座った息の長い取り組みが必要であるということから、昨年度の総会において、新書記官制度研究会を発足させましたが、そうした

体制を整えた後に初めて開かれた、この座談会は、これは会の運営についての過去の検証と、今後の方針策定の上で、従前の座談会以上に大きな重みをもつものである、全国の会員がひとしく注目しているところでございます。どうか、その意味におきましてもきたんのないお話をいただけますようお願いする次第でございます。終りになりましたが、一般職員のための皆さまの日頃のご努力に対し、会員一同を代表して心から感謝申し上げます。簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

平本総務部長 それでは、早速でございますが、座談会に入らせていただきましたと思います。これからの司会は、粕谷企画調査部長にお願い致します。

一 昭和五九年度等級別定数について

粕谷企画調査部長 企画調査を担当している粕谷でございます。指名によりまして、これからさまの進行係を務めさせていただきますのでよろしくお願致します。お手元にさしあげてありますテーマの記載順序に従って進めていきたいと思えます。

まず、テーマの一つですが、このテーマにつきましては、毎年、この座談会の冒頭に掲げて、私も会員の関心が最も高いということ、お話をいただいている点でございます。年々、きびさを増す財政状況のもとで折衝等につきましては、大変な御苦労があったことと推察している次第ですが、その折衝の経過等もふまえて、今年度の等級別定数についての全般的な説明と運用方針、また、ますますきびしくなると思われます定数回収の問題、その今後の見通し等についてお話をいただきたいと思います。ポイント増につきましても困難なことと思いま

特集／座談会

最高裁総務局・人事局

すが、全般的なご説明と、これについての当局の基本的な考え方、今後の見通し等についてお話をいただきたいと思えます。官職の増設につきましては、昨年もお話を伺ったわけでございますが、既に限界に近いところをごさしている中で、増設は大変難しいというお話でしたが、私どもの考えとしては、規模が極端に大きい東京、大阪、名古屋等には、複数の次席書記官、訟廷副管理官を置く可能性があるのでないかというようになことを考えております。

特に、次席書記官につきましては、東京のように数百人もの書記官を抱えている所も、数十人の所も、次席書記官の数が民刑各一人というのは余りにもバランスを失うのでないかという感じがするのであります。また、訟廷副管理官につきましても、複数の連記副管理官が置か

れている所でも、訟廷副管理官は一人というような現状は、むしろ、逆になつた方が事務処理運営上はよろしいのではないかとすることも考えておりますが、これらの点につきましても、可能性を含めまして当局のお考えを聞かせていただきたいと思つております。よろしくお願い致します。

浦井給与課長 昭和五九年度の等級別



定数の関係について、順次御説明させていただきます。

皆様も御承知のような最近のきびしい財政事情から、等級別定数の折衝も毎年きびしくなつてきております。更にま

た、このところ、毎年、相当大幅な定数の切上げを表現してきたため、切上げの対象になるところの母数自体が相当数減少してきております。この点からしても、更に定数の切上げを出すということが年々大変難しくなつてきているわけです。ただ、等級別定数の改正は、職員の皆様の待遇に直接関係する重要事項でございますので、今年度も私どもの方では、財政当局との折衝で、できるだけ努力をしたつもりであります。数の点では昨年を下まわる結果になっておりますが、特に、重点を置いて切上げをはかりたいと考えていた部分につきましては、相当の成果を得たのではないかと考えております。書記官を中心に、順次、上の方の等級から申し上げますと、まず、行(一)の二等級から一等級への切上げにつきましては、昨年と同数の三の切上げが認

出席者

最高裁判所側

総務局第一課長	男 允昭 夫 志郎 英
同第二、三課長	史 博 紀 誠 士 浩
同 参事官	井 崎 保 井 築 盛 川
人事局給与課長	荒 竹 大 涌 金 正 住
同 任用課長	
同 参事官	
同 参事官	

書記官協議会側

会長	長 廣 好 工 幸 夫 雄 彦 彦 夫 一 義 角 雄 治 男 彦 明
副会長	安 幸 信 哲 和 建 宗 隆 圭 正 一 茂 功 武 敏 博
事務局長	井 崎 村 藤 木 井 谷 丸 池 田 澤 田 藤 里 代 川 島
副部長	吉 真 木 遠 平 新 粕 牛 小 富 芳 平 織 齊 中 田 久 保 川 島
調査部長	
副部長	
部員	
部員	
部員	
部長	
副部長	
部員	
部員	
部長	
副部長	

められました。その内訳は、まず、高裁の首席書記官につきましては昨年引続き一の切上げが実現し、これによって、現在、高裁の首席書記官の定数一六の内、一二が一等級に格付けされることとなりました。次に、地裁の事務局長につきましても昨年と同じの切上げが認められました。その結果として、地裁の事務局長の定数五〇の内一五が一等級に格付けされることとなりました。また、首席家庭調査官につきましても昨年と同じの切上げが認められております。

次に、行(一)三等級から二等級への切上げでありましたが、これにつきましては、昨年と同数の五の切上げが認められました。その内訳は、高裁の会計課長が一、地裁の事務局次長が二、主任家庭調査官が一、検審の事務局長が一、合計五となっております。続いて、行(一)四等級から三等級への切上げであります。この関係では、合計六五の切上げが認められました。その内訳は、まず地家裁の主任書記官が三〇となっており、高裁の主任書記官が三となっており、すでに三等級への切上げは完了しておりますので、現在、私どもは地家裁の主任書記官につきましてはできるだけ三等級への切上げ数を増やしていきたいと努力しているわけであり、この関係では昨年は三九という数の切上げが認められましたが、今年は三〇の切上げにとどまっております。

す。次に地家裁支部の課長について二五の切上げが認められました。昨年は二七という数でしたので、ほぼ昨年と同数を確保できていたわけであり、

その他には、高裁の課長補佐について昨年と同数の一、地家裁本庁の課長について昨年の八より二減の六、検審の課長について三の切上げが認められました。総数で申し上げますと、四等級から三等級への切上げ数は今年度は六五で、昨年の七五という数に比べますと一〇の減といふこととなりますが、これは、地家裁の主任書記官の四等級から三等級への切上げ数が今年三〇にとどまり、昨年より九の減となったことによるものであります。その原因は、冒頭でも申し上げましたように、切上げの対象になる四等級の主任書記官の数が毎年相当数の三等級への切上げをおこなってきた結果として、かなり減少してしま、たことにあるわけでございます。次に、行(一)五等級から四等級への切上げであります。この関係では、今年度は合計一〇八の切上げが認められました。その内訳は、まず、高裁、地裁、家裁の係長について七三の切上げが認められました。ここ数年本庁の係長については、一〇〇前後の切上げ数がでていたのですが、今年は七三という数にとどまりました。これも、やはり主任書記官の場合と同様に、四等級への切上げの対象となりますところの

五等級の本庁係長の定数が大幅に減少してきていることによるものであります。次に、専門職については二七の切上げが認められました。専門職につきましては、

昨年、その理由は、やはり係長の場合と同様でございます。その他に、延吏士について二、検審の課長について六の切上げが認められております。これは、昨年と同数でございますが、検審の課長につきましては、今年の切上げによって五等級から四等級への切上げはすべて完了しております。以上が等級別定数の改定状況でございます。

次に、等級別定数の回収について説明させていただきます。定数回収の問題につきましては、これまでにも何度か御説明申し上げてきておりますように、これまで年齢構成が異状にふくらんでいる部分について、それに応じたある程度の定数上の手当がなされていたのであります。その後、年齢構成のふくらみが徐々に解消されてくるのに応じて、この特例的な手当がされてきた分についてそのふくらみを元に戻すということでありまして、理論としてはある意味で当然のことと、いうことになるわけであり、書記官の四等級の定数につきましては、昭和五七年から定数の回収が始まりまして、昭和五七年に二九、昭和五八年は一六という数の定数が回収になったこと

は、昨年の座談会でお話をしたとおりでございますが、その際、昭和五八年の回収数が一六にとどまったのは、回収を若干先送りしたことによるものであって、昭和五九年度以降には相当大幅な数の回収が認められていないのかという見通しを説明させていただきました。今年度は、いろいろと折衝をした結果、四九という回収数になったわけであり、先

程も申し上げましたように定数の回収につきましては、理屈の上からは、やむをえない面もあるのですが、裁判所の側からすれば、回収の数をできるだけ少なくとどめることができればそれにこしたことはないわけであり、そのような意味から、定数の回収につきましては、今後とも、できる限りの努力をして回収数を少なくとどめ得るようにしたいと考えております。

次に、官職の増設について説明させていただきます。まず、家裁に設置される二人目の首席書記官について、一ポストの増設が認められました。その結果、合計一三庁の家裁につきまして、家事、少年の両方の首席書記官が置かれることになりました。この家裁首席書記官ポストの増設につきましては、各家裁に配置されている書記官数との関係もありまして、首席書記官二人制を外の庁にも拡大していくことは、いよいよ限界に達したのではなからうかと考えています。次

に、地裁の次席書記官について、昨年と同様に一庁分、民事と刑事の次席書記官各一の合計二ポストの増設が認められました。これによって三五庁の地裁に、民事、刑事の両次席書記官が配置されるということになります。この次席書記官の増設につきましても、各庁の職員数等からして、ほぼ限度にきていたのではないかと考えております。更に、地裁支部の課長の増設につきましては、昨年は三三という数でございましたが、今年には六の増設が認められました。専門職につきましても、高裁に企画官一、地家裁に専門職四の合計五のポストの増設が認められました。また、主任速記官につきましても昨年と同じ二四のポストの増設が認められます。従前のポスト数が九八ございまして、合計で一二二の主任速記官の設置が認められたことになりました。なお、調査官の関係につきましては、昨年度から調査官研修所の養成部の改編に伴いまして、調査官補からの官職の組替えが始まったのでありますが、今年には五四の官補から官への組替えを行い、昨年と合せて合計一〇九の組替えがすべて完了しました。以上、等級別定数と官職の増設の関係についてご説明を申し上げます。

二 書記官制度の展望について

柏谷企画調査部長 どうもありがとうございます。移らせていただきます。私ども全国書協では、昨年の総会で採択された「裁判所書記官の大量退職に伴う執務態勢の確立について」と題する提言を最高裁に提出しまして、その後も、書記官制度は如何にあるべきかという研究を恒常的に進めるため、本部及び各高裁地区に書記官制度研究会を設置し、研究を続けているところでございます。私どもは、大量退職時代を迎えるにあたりまして、これを機に、書記官の職務内容および現状を見直し、将来のあるべき姿を探究し、その上に立つて個々の書記官事務について、検討を加え、合理化、コンピュータなど事務機器の大幅な導入、補助職の活用などを含めまして、書記官の執務態勢の確立をはかる好機として考えている次第でございます。1の基本方針につきましては、現行の書記官制度を将来も当局的事項について検討する意向があるかどうか、また、昨年提出いたしました私どもの提言についてのご意見などがありましたらお聞かせ願いたいと思っております。2の大量退職に対処する方策につきましても、昨年の本座談会で欠員補充対策の骨子について説明をいただいたのですが、(1)その後の運用状況、(2)大量退職の影響が最も大きいと思われる乙号支部、小

規模簡裁についての対策、(3)地家裁の人事交流、民判、簡裁の書記官配置等についての方針など決ったものがあればお聞かせ願いたいと思っております。次の3書記官事務の合理化につきましても、(1)例示録取事務について、合理化の具体策、例えば、録音体の引用、速記官制度、外部速記者の活用、録音反訳方式、簡易公判手続における供述調書の省略、要領調書の推進方策などについて、当局の方針、考えをお聞かせいただきたいと思っております。(2)急増しているサラ金、クレジツト関係の事件についての大量処理の具体的な方策につきましても、当局の考えを、また、(3)O・A機器の導入につきましても、例えば、事件簿、記録の保存、閲覧、謄写、統計、その他の訟廷事務とか、金利計算、配当計算などの書記官事務につきましても、私どもは、相当活用ができるのではないかと考えていますが、当局のコンピュータ化についての取り組み、現状についてお聞かせ願いたいと思っております。

1 基本方針について

竹崎第二、三課長 今、非常に多くの点について、お話があったのですが、これらは、いずれも独立している問題ではなく、基本的には、書記官の将来像の問題、言い換えると、大量退職期を前提に、書記官事務の合理化をはかり、これ



から先の裁判所における書記官事務の在り方をどう考へていけばよいのかというところで、一つの共通した問題であろうと思われま

今、ご指摘のあった個々の問題について直接お答えするというにはならないかも知れませんが、私どもが考えておりますことを話させていただきます。

まず、書記官制度の展望、特に、大量退職に向けての基本方針につきまして、昨年度の本座談会においてお話をしたとおりでありまして、基本的な方針の変更ということはありません。ただ、その後の事件の動向、あるいは、機械技術の進歩等書記官事務をとりまく情勢につきましては、種々の変化があります。そういう点をふまえて、若干補足して説明をさせていただきます。まず、事件数の関係ですが、昨年度もこの座談会であり、それは今後も続くとあるとういうことをお話しした訳ですが、昭和五十八年度の事件状況を見ますと、地裁民事関係の破産、執行、簡裁民事の訴訟、調停、督促等の事件がかなりの増加を続けており、また、家裁の少年事件に

つきましても同様であります。昨年、お話をしたとおり、あるいは、それ以上に事件が増加しての旨でよいかと思えます。特に、その増加が今お話したような特定の事件について現われており、今後もしこうした傾向が続くものと予想されますので、大量退職期にかけて、裁判所全体としての事件処理の態勢を見直していかなければならないと思っております。具体的には、例えば地裁、民事・刑事及び家事・少年等について事務負担のバランスがとれるよう、人員配置の見直し等を行うということが重要であり、現在でも、もちろん各庁によって、いろいろには言えませんが、全国的に見て、刑事と民事との書記官の負担にかなりのアンバランスがあるのではなからうかと思われまます。従来から各庁での書記官の配属はかなりの部分について慣行的に行われているのではないかと考えられますが、やはり人員の配属というものは事件の必要に応じて、弾力的に運用されるべきものであり、右のような観点から考え直す必要があるのではないかと考えております。

次に、書記官事務の改善という問題につきましても結論、各論の両面にわたる検討が必要ではなからうかと思っております。昨年度も、大量退職に伴う基本的な方針について、事件の動向によって必ずしもこれだけではまかないきれないものであるということもお話をしていたわけですが、今お話した事件増の状況を見ると、書記官事務の内容についてもかなり見直しをしていくが必要ではなからうかと思われまます。結論として、やはり供述録取の在り方という問題が最も重要であろうと考えております。これは、大きく言えば、書記官制度の在り方ということにも関連してくるわけですが、この機会に、供述録取事務に関する具体的な問題について、私どもがどのように考えているかということを中心に、お話します。録取事務については、現時点でも非常に多くの問題があると思えます。ただ、私どもは、この問題について、単に合理化をはかればよいと考えているわけではありまません。これは、書記官の執務の根本にかかわる問題であり、合理化をはかるとともに、調査本来の在り方として、是正すべき点はきちんと是正しなければならぬと考えております。そうした観点から具体的に見ますと、現在の書記官調書が益々逐語化しつつあることについて、やはり、本来の要領調書の作成を推進していくための努力が必要ではなからうかと思っております。調書の逐語化という点につきましては、種々の原因がありまして、直接こうすればよいという名案があるわけではありまません。裁判官を初めとする訴訟関係人の理解が必要であるということもあり

ましようし、それを得るための努力にについては私どもも続けていきたいと思っておりますが、やはり、第一次的には、調書を作成する書記官サイドにおいて、過不足のない要領調書の作成に努め、信頼を獲得していくこともきわめて重要であろうと思っております。特に、逐語化の大きな要因となっております録音機の使用方法等については、見直しをする必要があるものと考えており、私どもでも、使用の指針のようなものができないだろうかということを中心に、検討しているところであります。

次に、録音反訳、いわゆる三五部方式の問題があると思えます。これにつきましては、なるほど書記官の負担を軽減するという面ではメリットはあると思えますが、むしろ、書記官調書の基本にかかわる大きな問題があると考えております。守秘義務と費用負担という現実の問題はもとよりですが、最も、基本的なことは、こうした調査の作成方法は、書記官の負担を軽減するという以外に調査そのものとして、どういう位置づけを与えられるであろうか、一方においては速記調査との関係が、他方においては書記官の作成すべき要領調査との関係が問題になるだろうと思えます。そうした中で、こういう形の調査が必要なんだ、という積極的な位置づけが得られない限り、単に省力化というだけで進めること

はできないであろうし、また、反訳者の守秘義務の問題なり、費用の負担といった具体的な問題についても妥当な解決策を見出すことはむずかしいのではないだろうかと思えます。従って、録音反訳方式は、たとえ合理化に資するとしても、今後は、終息をはかっていかなければならぬ問題ではなからうかというのが現時点での基本的な認識であります。これに対して、録音体の引用、その他の調査の簡略化については、事案に応じた適切な記録作成方法の一つとして積極的に推進していく余地があり、今後努力を続けたいと考えています。本年度は、後に参事官の方からも説明があると思えますが、刑事の首席書記官会を予定しておりますので、その中で、主として供述録取関係の問題を中心に取り上げていきたいと考えております。

次に、各論的な対応ということですが、昨年度の、民事首席書記官会におきましては、簡裁の民事事件の急増の大半をしております、クレジント関係の訴訟につきまして、民事局と連携して、受付から判決に至る手続の全般について、総合的な改善方策を検討してきました。民事局では同時に簡易裁判所の会合でこの問題をとりあげ、いわば、裁判官、書記官の両方のサイドから検討を行ったわけでありまます。その結果は、民事局から消費者信用に関する執務資料と

して、まもなく刊行される予定となっております。また、後程お話をすることになりませんが、執行事件の事務処理のためのパソコン、あるいは、サテライト停事件の事務処理のためのポケコン等の導入も各論的な合理化方策の一つであります。これらの合理化方策、あるいは合理化方策に限らず書記官の事務の見直しという問題は、いうまでもなく、各庁の裁判官の理解と協力が大前提となるわけです。書記官事務の在り方を書記官だけの問題として考えていたのでは現実には解決できないのではないかと思われます。すでに、これまでも各種の研修、会同等の機会を通じて一部ではありますが、裁判官に対して、大抵退職時をむかえての書記官事務の問題について説明を続けてきたところであります。また、昨年度の民事首席書記官会同については、先に述べたとおり民事局サイドから、簡裁の裁判官に説明していただいたわけですが、今後は、私どもとしても更に裁判官に対し問題点を説明し、理解を得られるように一層の努力を続けていきたいと思っております。

最後に、O・A機器の問題について、お話ししたいと思います。現在、裁判所においても、ワープロ、パソコン等に対する関心が非常に高まっていることはご承知のとおりであります。ただ、一方では、これらのO・A機器に書記官事務、

裁判事務の合理化という面で過大の期待が抱かれているのではないかとと思われる反面、他方では、これらの機器の導入によって、裁判所の事務処理体制を一転させるのではないかとという不安危惧の面も大きいように思われるのです。なる程、現在の裁判所制度をまったくの白紙に戻して、もっぱら、これらの機械がもつ物理的な効用という観点から見るとそのようなことも可能かと思われませんが、裁判所における現在の基本的な執務態勢なり事務処理の在り方を前提として考えますと、O・A機器に過大の期待をもつことはできないし、また不安を抱く必要も無いと思えます。裁判事務は、基本的には、いうまでもなく裁判体という小規模な単位において、各種の官職が、それぞれ立場で完結的な事務処理を行っているわけで、そこにはO・A機器の導入についても限界があるのではないかと考えられます。ただ、それらの事務処理態勢を前提とした上で、個々の事務について、これらの機器の効用を生かすことは十分に考えられると思えます。そのような点につきましては、現実的な必要性を考慮して、前向きに取り組んでいくべきであろうと思えます。そうした観点から、本年度、民事執行事件における配当関係の事務処理の効率化のために民事局が中心となってプログラムを開発し、本年四月末から、この種の事件が多い二十

数ケ所に配布されることが予定されております。また、総務局において、簡裁における調停関係の事務処理の効率化のために、民事局、総務局が協同して、利息計算のプログラムを開発、そのプログラムを設定したポケコンを今年六月ごろには、この種の事件数が多い簡裁に対して合計数十台配布することを予定しております。現在は、そのプログラムの作成がほぼ終了段階にあります。これらのパソコン、ポケコンにつきましては、実用的なものであります。なお、その利用の状況を見、各庁の意見も伺ったうえで今後の配布を検討したいと思えます。

一方、O・A機器の中で最も関心が深いのは、ワープロであろうかと思えますが、裁判所では各種のまた多数の文書をかかえており、効果的なワープロの使用は、事務処理を大きく軽減させるのではないかとということが期待されます。ただ、実際には、司法行政事務部門と裁判事務部門ではその利用方法は相当異なったものがあると考えられます。また、裁判事務部門の中でも定型的な文書の作成と非定型的な文書の作成では更に大きな違いがあると思われ、使用の形態、使用者の年齢、資質等によっても効率の上で差異があるように思われ、現在のところ、これら裁判所の多様な事務について、その具体的な効用は、なお十分につかみきいていないという段階であります。

す。そこで、今年の四月から、比較的その効用がはっきりしていると思われる司法行政部門、具体的には、高裁の事務局ですが、すでに、東京高裁には一台設置されていますので、東京高裁を除く、その他の七高裁に対して、事務局部門にワープロ各一台を設置して、実用に供し、なおその効用について見守っていきたくと計画しており、今月中にはその機器も入ることになっております。また、裁判事務部門では、使用形態が多様なものがあると思われるため、定型文書と非定型文書とに分けて、非定型文書については、書記官の供述調書の作成事務、速記官の速記録作成事務の関係で、定型文書については、主として書記官の作成する各種の文書事務について、それぞれ実験を行うこととし、東京、大阪、横浜、千葉の四庁に実験をお願いしたところであります。司法行政事務については、今お話ししたとおり、実用的なものであります。裁判事務については、まったくの研究的なものと考えており、研究期間も一年なり一年半というのに限ってお願いしております。その結果を見たとて裁判事務における効用、導入の可否、導入の態様等について検討しなければならぬと考えております。一部には、これらの機器の導入による作業者の職業病の問題を懸念する声もあるようですが、裁判所における現在のような形態での使用実

用は、高裁の事務局に一台設置されていますので、東京高裁を除く、その他の七高裁に対して、事務局部門にワープロ各一台を設置して、実用に供し、なおその効用について見守っていきたくと計画しており、今月中にはその機器も入ることになっております。また、裁判事務部門では、使用形態が多様なものがあると思われるため、定型文書と非定型文書とに分けて、非定型文書については、書記官の供述調書の作成事務、速記官の速記録作成事務の関係で、定型文書については、主として書記官の作成する各種の文書事務について、それぞれ実験を行うこととし、東京、大阪、横浜、千葉の四庁に実験をお願いしたところであります。司法行政事務については、今お話ししたとおり、実用的なものであります。裁判事務については、まったくの研究的なものと考えており、研究期間も一年なり一年半というのに限ってお願いしております。その結果を見たとて裁判事務における効用、導入の可否、導入の態様等について検討しなければならぬと考えております。一部には、これらの機器の導入による作業者の職業病の問題を懸念する声もあるようですが、裁判所における現在のような形態での使用実

験では、いずれも短時間の拡散な利用を想定してはいますが、健康問題には十分注意する必要はありますが、当面はそのような問題は生じないと考えております。

全体的に申し上げますと、パソコン、ワープロの使用は未だ試験的な段階であります。これらの機器の使用は事務の効率等のうちで相当大きな影響を持つことも考えられ、従って、ある事務についても、これを利用するか否かは、当該事務処理をしている人が個人的に判断すれば足りるというものではないと考えております。私どもとしては、こうした事務処理のあり方をも考え、統一的に対処すべきであると考えております。従来から個人的に購入し、あるいは、業者から個人的に貸与を受けるなどして庁舎内に設置して使用しているというような例があったようですが、そのような利用形態については基本的には好ましくないと考えています。

なお、この問題に関しまして、最近の書協会報に掲載された論文の中に、書記官の大量退職と事件増に対処する方策として、ワープロの利用と退職書記官による録音反訳制度の提案がなされているようですが、録音反訳制度につきましても、先程も申し上げましたように私どもとしては消極に考えております。また、ワープロにつきましても、現在は、その

効用について、まさに実験しようという段階でありまして、現時点で過大の期待をかけることはできないのではないかと思っているところであります。このような、大きな機器の導入の問題、制度改変の問題ということになりまして、まず、現にある制度とそこに働く人間を前提にして新たな方策のもつプラス、マイナス面を総合して慎重に検討していくことが必要であると思えます。前述の提案では、例えば、予算面とか、職員制度の在り方の問題、あるいは、移行期の問題について、必ずしも十分な説明はないわけですが、私どもとしては、それらの点を考慮した上で、この御提案には、なかなかついていけないというか、採用することはできないというように考えているところであります。

以上で、最初に設定されました問題と必ずしもかみあっていない点もあるかわかりませんが、現時点で私どもが考えている主要な問題点について説明をさせていただきます。

2 大量退職に対処する方策について

正盛参事官 まず、最初に欠員補充対策の骨子について御説明いたします。書記官等の大量退職対策の骨子はご存知のとおり四点ございまして、第一の書研養成部の養成数の増加につきましては、昨年の入所者から第一部約一四〇名、第



二部七〇名から八〇名というところで養成が進められております。

て、今年も同じ人数が入所しております。ただ、養成期間につきましては、一部生は従来どおり一年ですけれども、二部生については昨年の八月一日に裁判所書記官研修所規程の一部改正が行なわれ、今年の入所者から当分の間研修期間を一年六月とするということになりました。入所の時期は、毎年九月に入所する予定です。昨年も申し上げましたが、この養成期間の短縮によって生ずる余力は、直接養成者数の増加に結びつけるよりも、むしろ書記官の基礎研修等他の研修に活用することになろうと思えます。

次に、第二の書記官任用試験の関係ですが、従来と同じ理論試験を受けた者で本年四月の任用者数は二二〇人台になっておりまして、昨年の九〇人台に比べますと三〇人程度増加したことになります。新たに発足した理論試験免除制度につきましては、昨年の八月一日に書記官任用試験の一部改正が行なわれ、これによって今年四月に五〇数名の書記官任用が行なわれました。これら理論試験免除者の書記官任用前の官職の内訳を申し上げ

げますと、事務局の係長から二〇人台、専門職・速記官から各々一〇人台、そのほかに検審査局長、検査課長、事務局の課長補佐から各々数名となっております。なお、今後の理論試験免除者の数をどのように決めていくかは、書研での養成者数、任用試験の理論試験による合格者数等によって書記官の充員状況、任用配置上の要請などを考慮しつつ各年度毎に決めていくことになると思います。いずれにしても、書記官の質の低下をもたらすことのないように留意しながら、慎重に運用していく必要があると考えております。それから、理論試験免除者の書記官任用後の配置部署であります。当然のことながら事務局にそのまま留まることがなく裁判部に配置して、書記官事務に従事してもらうことを予定しております。現に今年の四月に任命された五〇数名につきましても、その半数以上が地裁又は簡裁の民事に、約四分の一が家裁の家事又は少年に、残りが地裁又は簡裁の刑事に、各々配置されております。

第三の再任用につきましては、また後ほど説明がありますが、ご存知のように昨年一〇月に五五歳以上の全職員を対象として再任用についての意向調査を実施しましたが、その結果は既にお知らせしたとおり書記官及び有資格事務官の半数以上、率にして五四・九%の方が再任用

を希望しておられます。これは、無条件で希望する者はごく少数で、何らかの条件を前提として再任用を希望する者まで入れてこの率になっています。今回の意向調査は再任用にあつての給与その他の条件が明らかになされてない段階での調査でしたが、それにもかかわらず相当数の再任用希望者があるということが判明したわけでございます。今後は、これの具体化に向けてできるだけ早く再任用に関する運用方針を決めまして、関係の規則、通達等を整備した上で実施に移していきたいと思つています。なお、再任用者数を今後どのように決めていくかという問題でありませうけれども、各年度の書記官の欠員数とか、勤務条件、即ち、任地、ポスト、給与、任用期間等とか、それに加えて本人の希望等いろいろの要素によつて左右される面がございますので、予めその数を決めておくわけにはまいりません。したがつて各年度によつてあまり極端な凹凸はできるだけ避ける方向で各年度毎に決めていくことにならうかと思つています。

それから、最後に有資格事務官の書記官への転官の問題ですが、現時点では新規の書記官資格取得者が書記官の退職者数よりも上回っている段階であります。二〇二二、三年は、このような状態が続く予定でありまして、将来の急速な減員に備えて退職者数よりも新規資格取得

者数を増やしているわけで、その備蓄された有資格事務官を書記官に転官させる時は、数年先の大量退職のピーク時になる予定でありましてそれまでの間は事務局で有資格事務官として仕事をしていたたけことにならうかと考えております。この点についての職員の皆様への御理解と御協力を是非お願いしたいと思つております。以上が、欠員補充対策の骨子のその後の運用状況でございます。

次にお尋ねの大量退職時における乙号支那、小規模簡裁についての対策でございますが、職員数の少ない乙号支那、小規模簡裁につきましてはご指摘のとおり大量退職による影響が最も大きいものと予測されます。これらの庁の事務処理を円滑に行つていくためには、同じ部署で同時に退職者が出ないように今から職員への任用配属について年齢構成を考えながら職員への配属を考えていく必要があると思つています。それと同時に、執務体制の維持、強化、後継者の育成していく観点から有能な適材の人を配属していくことも適切な措置であるかと考えております。いずれにしても、将来を見越した総合的、計画的な、きめ細かな対策を考えていかなければならないわけであります。最高裁から画一的な対策、方針を示すよりも、各庁は高裁と、高裁は最高裁と緊密な連絡協議を行いながら、各々の支那、簡裁の実状に合致した対策を講ず

るのがより効果的かと思つております。

3 書記官事務の合理化について

最後に、地・家裁の人事交流、民・刑簡裁の書記官配属の方針の問題ですが、まず、地・家裁の人事交流はスムーズに行つておられるところと、いろいろな事情によつて必ずしもスムーズに行えないところとあるようですね。庁の規模の大きいところほどなかなか難しいように感じております。とくに家裁書記官の年齢構成を全国的規模から見ますと、一般的傾向としまして上ぶくれ状態が地裁に比べてかなり激しい感じがいたしますので、大量退職期での混乱が懸念されますため、それを緩和するために積極的に地・家裁の交流を推進していただきたいと思つています。これも最高裁が画一的な基準を設けて実施するよりも高裁が各庁の年齢構成を念頭に置きながら、書記官の相互異動を計画するほうがそれぞれの方針に合った任用配属ができるように思われお願ひしているところでございます。例えば家裁の書記官が退職して欠員ができたときに、地裁、簡裁で然るべき経験を得んだ書記官をもつて補充するとか、地・家裁の書記官の年齢構成を考慮しながら、一時期に退職者が集中しないように前以つて相互交流を図るなどの措置を講じていただきたいと思つて

おります。地・家裁の人事交流につきましては、従来の経緯などからその実現にはいろいろな困難が伴うこともあるかと思つても、地・家裁の相互協力はもちろんのこと、書記官の皆様の御協力も是非お願いいたします。次に、民、刑、簡裁の書記官配属ですが、人事局としましては、定められた人員の中で各々の部署にその事務の質と量に応じた職員を適材適所に配置していくという原則に立ちまして、全体として整合性のある配置ができるように、各庁が各々の部署の実情を把握したうえで、適正な配属を行つていただきたいと思つております。現実には各部署ともそれまでの人員配置の沿革がありますので、とくに人員減を伴う変更は非常に難しいであろうと思つていますが、各部署ともお互いに大局の見地に立つて現状に対する認識と理解を深めていただいで適正な職員配属ができますようご協力をお願いしたいと思つています。

三 退職書記官の進路について

粕谷企画調査部長 退職書記官の進路につきますと、只今、かなり詳細な御説明をいただいたわけですが、退職者の再就職の斡旋等につきますと当局としてはどのようなお考えを持たれておられるのか、再任用制度につきましては只今お話しただいたわけですが、勤務延長

制度について当局としてはお考えになつておられるのかどうか、それから、再任用に関する採用の条件等の具体的な運用方針が大体において固まるのは、いつ頃を予定されているのかという点につきましてお聞かせいただきたいと思ひます。

更に、昨年実施された再任用に関する意向調査についても先程お話しただいたのでありますけれども、今後、具体的な条件が固まるに至つた段階で、更に同様な調査をされていく意向がおりかどうかという点につきましてもお話しただきたいと思ひます。

1 勤務の延長、再任用制度の運用方針について



金葉任用課長 退職書記官の進路につ

きましては従来、簡裁判事、執行官、司法書士、調停委員等

が主要なものであつたわけですが、これらの進路について今後もある程度の数は望めるかと思ひますけれども、更に多くを期待することはなかなか難しいのではなからうかと思ひます。昭和五十八年度の実績を申し上げますと、簡裁判事は二九人、執行官が四〇人、司法書士について

はまだ五十八年度の結果が不明なため五十七年度の数が三八人という数になつております。それから調停委員であります。昭和四十九年から制度が変わつて任期が二年になつたため、任命数の多い年と少ない年が一年ごと交替する関係上、二年度分合せて申し上げますと、五五、五六両年度に新規に任命された元裁判所職員が一七〇人、五七、五八両年度にかけては二〇〇人弱ということで、勧奨退職者のほぼ五分の一程度の数となつております。ちなみに任命数が多くなるのは奇数年で本年がそれにあたるわけですが、本年四月一日に任命された裁判所職員の数は、新任再任あわせて民事調停委員、家事調停委員でそれぞれ五五〇人余で、そのうち一般職に限りまして各四〇〇人前後という数になります。裁判所職員の場合同、退職者の進路の範囲がある程度限られるという傾向があり、また今申しましたような職種の場合、それぞれに適性を有する相応な人材が求められていることから、必ずしも本人の希望どおりにいくとは限らぬわけですね。したがって、今後大量退職期を迎え、これら退職者のすべての方が先程申し上げたような職種に就けるというわけにはまいらないだろうと思われましますし、その他の職種について進路を開発し、斡旋するという点も、極めて困難であらうというのが実情であらうと思つております。

2 企画官の配置及び作業経過について

いま申しましたように、進路の開発斡旋は極めて困難なことではあります。しかし、そのためにできるだけの努力をすべきであることは当然のことです。ご承知のように、昨年に引き続き、新たに福岡高裁に企画官のポストが増設されました。企画官の所掌事務につきましては昨年岡田前給与課長から御説明申し上げているとおりであります。現在の活動状況としましては、種々の資料の収集と今後の対策等の検討をする傍ら、退職者の進路開発に努力しているところでございまして、何分新しい仕事であり、内容的にもなかなか難しい点もございまして、少くも、少しずつは進展をみているものと思つております。既に活動されている企画官に伺つたところによりますと、現在新たに開発が期待されている進路として、公証人役場、法律事務所、事務員、金融機関及び月刊賦研元会社の嘱託等があるようです。ただ、法律事務所では特に執行関係に有能な退職者を希望して来るというような採用で条件を付けるというようなこともあるようです。その他地域によつては、市役所の市民相談所の相談員として推薦するというようなことも行われているようですが、弁護士業務とも関係がありますので弁護

士会との調整が必要となつてくると思われます。以上のような職種を、退職後の進路としてどれだけ拡大して行けるか、今後の課題であらうと考えております。なお、民間の場合ですが、再就職受入れに当たつて健康状態を非常に重視しているという傾向があるようなので、退職前の健康管理には十分留意されるようにしていただきたいと思ひます。

次に、昨年八月三十一日に総理府に提出された退職準備プログラム検討委員会報告の内容についてお話しいたします。項目だけ申し上げます。

(一) 退職を迎えるに当たつての心構え
(1) 退職後の生活の変化の自覚・認識

(二) 退職後の生活設計
(1) 退職後の経済問題

(2) 退職手当制度
(3) 共済年金制度

(4) 税制

(5) 退職後の収支計画

(三) 退職後の職業問題
(1) 退職後の健康問題

(2) 保険医療制度
(3) 健康チェック

(4) 健康管理
(5) その他

(6) 住宅問題
(7) 家族問題

内容が今後どのように多様化していくか、あるいは社会情勢の変動に伴って事件処理がどの程度複雑困難化していくかというような事情、更には各裁判所からの要請等を踏まえながら、これまでもそうして来ましたが、今後は常に検討し、その都度時宜を得た研修を実施していくことにならうかと考えております。

最後に、今後大量退職期に入った場合に、書研による研修だけでなく職場研修を十分活用すべきではないかという御指摘がございましたが、この点につきましては、具体的な形では現われておりませんが、大量退職期には特に、書研で行われるだけでは十分な実効が期待できるとは限りませんので、人的配置の面で、指導力ある主任書記官あるいは中堅書記官レベルでのきめ細かな職場研修が活発に行われるように、高裁あるいは地・家裁段階での特段の御配慮をさせていただこうということになっております。

五 総務局第三課の今後の作業計画

粕谷企画調査部長 どうもありがとうございます。それでは、次に五のテーマにつきまして、お話を聞かせたいと思います。

大久保参事官 私から、総務局第三課



の本年度の主な業務計画の概要をお話します。先程第三課長からお話申し上げましたように、まず、刑事の首席書記官会

同を予定しており
ます。各
高等裁判
所にお願
いたし
まして、

一〇月から一月にかけて開催していた
だくこととしております。テーマとして
は、刑事の書記官事務及び訟廷事務の改
善、それに首席書記官が行う指導監督に
ついて取り上げていただく予定です。大
量退職期に当たっての書記官等の執務態
勢はいかにあるべきか、それに供述録取
関係の問題が中心におかれまして、その
具体的な方策などが種々協議されること
にならうかと思えます。

次に、訟廷執務資料の刊行予定でござ
います。懸案でありました「裁判所書
記官等の組織と執務について」は、六月
上旬に皆さんの手元に配布できる運びと
なりました。各部に最低一部が備え付け
られるように考えております。また、昨
年もお話し申し上げました新任書記官の執
務上の便に供するためのマニュアルの刊
行がございします。実務を処理していく上
で最小限必要と思われる事柄を解説した
もので、本年度は刑事のものを発行する

ことにしており、来年度は民事のものを
手がけたいと考えております。

最後に、これは業務計画ではございま
せんが、昨年お願いいたしました裁判事
務用能率器具の实情及び要調査の結果
の一部につきましてお話し申し上げます。
最も要調査の多かった器具は、乾式複写機
で、次にワープロ、小型コンピュータ、
電卓、録音機、事件記録専用パンチそれ
からファクス等の順でありました。乾式
複写機は、中規模の簡裁にも配布しつづ
てあります。ワープロ、小型コンピュータ
につきましては、先程第三課長がお話
したとおりでございます。また、携帯で
きる小型テーブルコーダーの希望が多か
つたので、簡裁を中心に配布し、手動式
の輪転機複写機につきましては乙号支部の
中規模庁にまで拡大して配布し、検証用
写真機について乙号支部にも順次一眼レ
フに切り替えて配布することとして踏み
切りました。

この機会に、総務局が配布しておりま
す能率器具の主なものも挙げますと、先
程お話ししたもののほかに、電動穿孔機、
記録用ビニール表紙、バインダー、ビテ
オコーダー、自動紙折機、裁判原本自動
製本装置、検証用の各種器具それに速記
関係の各種の器具等があります。これら
の能率器具の管理換えなどにつきまし
て、特別事情に基づくものを除きまし
て、経理局用度課までお話しいただき

ます。なお、実情調査は終わりましたけ
れども、従来どおり御要望がございまし
たならば、総務局第三課訟廷企画係の方
へお話しいただきたいと思えます。

六 その他

粕谷企画調査部長 最後に、六のその
他ですけれども、新聞に報道されました
支部、簡裁の適正配置につきまして、
最高裁の方針として確定しているものか
どうか、会員の関心が高いものです。か
ら、この点についてご説明いただきた
いと思えます。それから、人事院では、職
員制度の見直しについて作業中というこ
とをお聞きしているわけですから、も
その進捗状況等はどうかというのか、
その点についてもお聞かせいただければ
ありがたいと思っております。

1 支部・簡裁の適正配置について



荒井第一課長 簡易裁判所、支部の適
正配置の
問題につ
いて、二
月二日
の新聞等
で報道さ
れました
ので、およそのことはご承知いただ
いていると思えますが、裁判所 特に簡易裁

判所と地家裁支部の適正配賦、配置の見直しの問題は、裁判所にとりましては、言わば古くて新しい問題でして、かなり前からこの問題の検討を続けてきています。直接的には簡易裁判所の民事関係の事件の増加が顕著であるというところ、昭和五十七年九月から簡易裁判所民事事物管轄の改定がございましたが、これに加えて、言わば自然増と言いますか、いわゆるクレジント関係の訴訟やサラ金関係の調停事件の増加が非常に顕著に現れてきています。このような簡易裁判所の民事関係の事件増加にどう対応していくかということは当面の大専な問題でありまして、先程の事務の省力化、合理化というような角度からの検討も重要ですが、私どもの方で簡易裁判所の事件増の傾向を、いろんな角度から検討してみますと、どうも大都市部の大規模簡易裁判所ではますます事件が増えているのに、中小規模の簡易裁判所では、長い期間で見ても事件がそれ程増えない、なかには、事件が減ってきているところさえある。こういう事件の動向、非常に大きな特徴が見られるわけです。例えば、いわゆる独立簡裁の民事訴訟事件について、昭和三〇年頃と五十七年、五十八年の統計で見ても、一三〇年、四〇年頃には全くなかったわけです。ところが、五十五年、五十六年頃から

一〇〇件以上の事件を抱える独簡が現れはじめまして、五十七年にはそれが四庁、五八年になりますとそれが七庁というふうに変な事件増の傾向が出てきています。一方、年間民事訴訟事件を二〇〇件未満しか扱わないという独簡が、昭和三〇年当時は一八庁位だったのですが、五五年頃になりますと九〇庁位になってまいります。その後いくら変動がありますけれども、五七年時点まで、なお七〇庁近くが年間二〇〇件未満の事件しか扱っていない。こういった両極化現象が生じてきておりまして、これに伴っていろいろと裁判所の運営あるいは簡易裁判所の事件処理の在り方について問題が出てきております。これについて、対症療法的な対策では到底解決できないのではないか、やはりその根本にある裁判所の配置の見直しというものに手をつけなければいけないんじゃないかという考えに立ち至ったわけですが、支部につきましても同じような問題があるわけですが、裁判所の適正配置あるいは配置の見直しをするとなりますと、最終的には、簡易裁判所については、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の改正が必要です。地家裁の支部については、最高裁の支部設置規則の改正が必要となります。ことに、裁判所の配置の問題となりますと、裁判所の一存で決められる問題ではありません。地元の市町村、法曹三者、もっ

と言えは裁判所を利用する国民がどういふふうにお考えになるかということ、非常に多方面に關係をもつ問題ですから、常には検討とか審議の段階を経ていかに行なえばいけないか。差し当りは、法務省、日弁連、最高裁の法曹三者で定例的に協議会をもつていますが、その三者協議会の場で、簡易裁判所及び支部の配置はいかにあるべきかということを検討してもらおうということに最高裁として態度が決められました。二月二〇日に三者協議会の席でこの問題を議題として取り上げて取り組んでいただきたいということと問題提起をしたわけでした。

問題提起の趣旨は、今申し上げたことにつながってくるわけですが、事件の状況は、申し上げたような偏在傾向にある。かたや人口動態、交通事情その他の社会事情が、簡易裁判所等の戦後の裁判所制度が充足してから大変な変わりようをしておりということですが、例えば、人口について、一口で言えば都市部への人口集中傾向というのですが、昭和二三年に簡裁が充足した当時は市町村の数は一万余りあったのですが、現在は、市町村の合併等によりまして、三分の一、三二〇〇位に減ってきている。市町村の行政区画というのは、裁判所の管轄区域の基礎をなしておるわけですが、そこに裁判所充足当時の市町村のありようとの差が出てきておりまして、人口そのものから

言いましても、昭和二年当時は日本の人口七、八〇〇万人位のうち都市部居住者はその三割でしたが、昭和五年の国勢調査によりまして一億一、七〇〇万人位の人口のうち、都市部人口が八割を超えていた。それだけ様変わりしておるということですが、それから、交通事情については、戦後間もない頃と今とでは、道路網、鉄道網の発達、殊に、マイカーの保有率の上昇によって交通事情は非常に良くなったということだけれども実感しておられるところだろうと思えます。その結果、ある独立簡裁から最寄りの簡裁まで公共の交通機関による所要時間を見ますと、独簡が二六一ありますが、その大半が一時間乃至一時間半で行ける、三〇分以内で隣の簡裁に行けるところが一〇〇庁近くあるわけです。支部につきましても似たような事情にある。それから簡易裁判所が、充足当時という其體で作られたかと言いますと、戦後の令状主義の徹底ということから警察との対応關係を考えたおおむね二警察署に簡裁を一つ置くという考え方で作られたかと言うんですが、その後警察署そのもの統合というようなことがありまして、対応關係がくずれております。例えば管内に警察署が全くない簡裁が現在十近くある。それから管内に警察一署しかないという簡裁が一六〇近くできている状況です。それから、弁護士さんとの關係もあるわ

けです。昭和二五年当時、弁護士さんは五、八〇〇人位あった。近年では、一万二〇〇〇人余りになっておりますが、弁護士さんほとんど都市部に集中して、独簡の六六六セント一八九斤では、管内に弁護士さんが一人もいないという状況があります。

簡易裁判所なり支部なりをどういうふうに配置をし、運営していくかということについては、いろんな考え方がありうることと思います。例えば事件がいかに少くとも、国民の権利を守るためには裁判所を置いて事件処理に当るべきである、事件がなくても裁判官ないし職員を配置すべきであるという考え方もあることは承知しておりますが、やはり裁判所も国の機関ですから、ある人的機構、物的設備の下に運営されるわけですから、仕事がないところに裁判所を置いて運営していくようになります、いろんな問題に突き当たってくるわけです。ご承知のように、裁判官が常駐していない簡裁が、独簡の一四〇斤位ありまして、週一、二回とか月一、二回の増補態勢で処理している。書記官等の一般職について申しませんが、いわゆる二人庁、三人庁というものが独簡のうち一五〇斤位あります。裁判官非常駐の一四〇位の独簡のうち一三〇位について言えば管内に弁護士もいない。そのような庁で法廷なり裁判を開くときには、裁判官、弁護士、刑事事件で

すと検察官も一緒によその管内から出かけて行って事件処理に当たるという状況が出ております。それは、裁判所として非常にロスが大きいと思うだけではなく、回り回って、結局は利用者負担をかけるわけですね。弁護士さんも地元にはいない、弁護士さんに依頼をし、連絡をとり、来ていただくために経費もかかる。裁判官や弁護士さんが居られる庁程には期日の回転が順調にいかないこともある。期日開隔が開滞になるとすれば、その負担は最終的には当事者の方に行ってしまうということになります。それから、建物の点について言えば、ご承知のように、簡裁は戦後一卒に五百数十庁新設されたわけですね。庁舎の整備は進んでおりますけれども昭和二〇年代に建てたので古くなっている簡易裁判所が現在一〇〇〇斤位あります。ところが、事件があまりないような簡易裁判所について、事件数、つまり利用者の多いところと同じように庁舎を整備することに問題があると言わざるを得ないわけです。能率器具や、図書資料についても同様です。それから、二人庁三人庁について申し上げます、裁判事務そのものはそう多くないのですから書記官の方が事件処理を通じて経費を重んじ、能力を磨いていくという環境としては、決して好ましいものではない、あるいは職員相互間の切磋琢磨の機会が少などうか、裁判官も常駐して

いませんから裁判官から指導をうける機会も少ないとか、一般的に言えば生活環境としてもあまり良くない所が多いわけですから、そこに赴任するには生活上のいろんな不便を覚悟して行っていただかなければいけないといった問題が裁判所内部の問題としてあるわけです。

これまで申し上げたのは規模で言えば小さな規模の裁判所、土地柄から言えば中小地域の裁判所の有り様ですねけれども、一方東京、大阪あたりの大都市部の簡易裁判所の実状を見ますと、デパートに行くのにも一時間そこそこで都心に皆さん電車に乗って通えますね。通勤でも、もっと時間をかけています。ところが、東京でも十幾つの簡易裁判所が各地に散らばっている。これが意外に評判が良くないようです。本人でいってになる場合とちよつと事情が違つかも知れませんが、弁護士さんの多くは、霞が関を中心にして仕事をしておられる、依頼がありますとそれぞれ独簡まで足を運ばなければならぬ。そこからのいろんな問題が出てまいります。そういう意味で、大都市部の超大規模の独簡については、地方の独簡とは違つた意味で、何箇所かに大ききまどめてお互いに利用し易いように、あるいはもっと充実した裁判所にできるような考えをいくことはできないだろうか、こういう問題があります。

それから、裁判所の配置に関連して、管轄区域の見直しの問題があります。これまで、行政区画の変動がありますと、何年かごとに管轄法を改正してそれに合わせるということをやつてきているわけですが、その改正ができていないものもほか、経済的な発展とか、交通事情の変化とかに伴って、行政区画と裁判所の管轄区域とがびつたりしない現象が出てきております。あるいは、管轄区域が一致していても、裁判所が現在の市町村の中心地でないと取り残されていくという実状も出てきております。これはやはり裁判所の配置に関連する問題として、所在地なり管轄区域の見直しということも考えて行つていいのではないかという問題があるわけですね。

なお支部については、簡易裁判所について申し上げたのと同じ問題があるわけですが、もう一つ支部については特殊な問題がございます。それは、甲号支部と乙号支部の権限の分配ですね、甲乙の区別が全体として見ても、あるいは地域ごとに見ても、合理性がなくなっているという問題があります。乙号支部の方が甲号支部よりも規模が大きいという現象が全国的にみてもございます。各土地でみてもそういう状況が出てきています。そこで、そもそも甲号乙号の区別が現在の在り方でいいかということでも、もう一度洗い直してみる値打ちがあるんじゃないかという問題です。

